

一般財団法人山形コンベンションビューローコンベンション会場費用等支援要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大によるコンベンション主催者の経費負担を軽減し、コンベンションの開催を推進することで村山広域圏7市7町の経済活動の回復を図るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援を行う。

(対象)

第2条 支援の対象となるコンベンションは、次の各号に定めるところによる。

(1) 村山広域圏（7市7町）で開催されるものとする。

この場合において、7市とは山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市及び尾花沢市をいい、7町とは山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町及び大石田町をいうものとする。

(2) 開催の規模は、山形県大会規模、東北又は山形県に1都道府県以上を加えたブロック規模、全国規模、国際規模（日本国外から参加者を募り、日本を含む2か国以上から参加があるものをいう。）で、参加者の数が50人以上のものとする。

(3) 学術・文化等の会議及び団体等の学会、大会、研究会等であるものとする。ただし、以下の内容は除く。

- ① 音楽、芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の興行
- ② スポーツ競技大会
- ③ 各種学校、学園の同窓会並びに記念事業等
- ④ 営利を目的とする事業等
- ⑤ 各種展示会、見本市等
- ⑥ 公序良俗に反し、社会的問題が生じる恐れがある場合
- ⑦ 各種愛好団体、親睦団体等の集会等
- ⑧ 企業、営利団体が主催又は共催する場合
- ⑨ 政治、宗教に属する団体等が主催又は共催する場合
- ⑩ 国又は地方公共団体が主催する場合

(4) 令和2年8月18日から令和3年3月31日の期間内に開催されるコンベンションとする。

2 理事長が必要と認めるものは、前項に関わらず支援の対象とするものとする。

(内容)

第3条 コンベンションで使用する会場費用等（会場使用料及び会場設営費）に対し、1件あたり50,000円を上限とし交付するものとする。

(申請書の提出)

第4条 交付を受けようとする者は、あらかじめ次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション会場費用等支援申請書（様式第1号）
- (2) 開催されるコンベンションの要項又は事業計画書等

(審査及び支援額の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で支援額を決定しコンベンション会場費用等支援額決定通知書（様

式第2号)により、すみやかに申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第6条 前条の決定通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コンベンション会場費用等支援変更届書(様式第3号)をすみやかに理事長に提出しなければならない。

(1) 主催者を変更するとき。

(2) 第2条第1項の各号のいずれかに該当しなくなるとき。

(実績の報告)

第7条 実績報告書の提出期限は、コンベンションの開催終了後60日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までとし、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

(1) コンベンション会場費用等支援実績報告書(様式第4号)

(2) 開催されたコンベンションの会場費用等の支払いが分かる書類

(支援額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、コンベンション会場費用等支援額確定通知書(様式第5号)により、すみやかに申請者に通知するものとする。

(支援額の交付)

第9条 理事長は、前条の支援額の確定後、申請者に会場費用等を交付するものとする。

(支援の取消)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の決定を取り消すことができる。

(1) 支援の対象となるコンベンションが、第2条第1項の各号のいずれかに該当しなくなるとき。

(2) 支援等の使用目的が不相当であるとき、又は目的以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他理事長が不相当と認めるとき。

(支援額の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により支援を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、すでに支援額が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。